明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　一
○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同二三）　三
〔公　告〕
裁判所
　破産、免責、再生関係　諸事項　三六
特殊法人等
　日本弁護士連合会裁決関係　三九
地方公共団体
　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　四〇
会社その他
　会社決算公告　五〇
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務六〇～六七）　七
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同六八～七〇）　一三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同七一～七三）　一四
○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件（環境一二）　一六

府令

○内閣府令第十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号、第三十八条第九号（これらの規定を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十四第三号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月十一日　内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）	（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）
第八十三条　その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）とする。	**第八十三条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九‖　当該有価証券が特定仕組債である場合にあっては、次に掲げる事項	［号を加える。］
イ　金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件その他の条件に基づき、公正な方法により算出した特定仕組債の価格（イにおいて「理論価格」という。）、当該特定仕組債の発行、組成又は販売に係る業務に要する費用その他の金額を含まないものとする。）並びに理論価格と当該特定仕組債の取得価額との間に差額がある場合における当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由	